中国地方整備局公示

一級河川高梁川水系高梁川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成28年４月１日

中国地方整備局長　丸山　隆英

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①小型船舶（ＦＲＰ製）４隻
②小型船舶（ＦＲＰ製）５隻
③小型船舶（ＦＲＰ製）４隻
④小型船舶（ＦＲＰ製）２隻
⑤小型船舶（ＦＲＰ製）３隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山県倉敷市玉島乙島地先
②岡山県倉敷市玉島乙島地先
③岡山県倉敷市玉島乙島地先
④岡山県倉敷市玉島乙島地先
⑤岡山県倉敷市玉島乙島地先

⑵　当該工作物を除却した日時

①平成28年１月４日午前10時
②平成28年１月５日午前10時
③平成28年１月６日午前10時
④平成28年１月７日午前10時
⑤平成28年１月23日午前10時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時

①平成28年１月４日午後１時
②平成28年１月５日午後１時
③平成28年１月６日午後１時
④平成28年１月７日午後１時
⑤平成28年１月23日午後１時

⑵　保管場所　岡山県倉敷市酒津地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川出張所資材置場

４　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項

当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

５　問い合わせ先

岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、茨城労働局の関係事業主を代表する者小松﨑寛の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年４月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、茨城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成28年４月12日

４　推薦書及び添付書類提出先　茨城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、北海道労働局の関係事業主を代表する者田中啓之の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年４月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成28年４月15日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　北海道労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

認　可

観光施設財団

山梨県富士吉田市上吉田二丁目５番１号富士急行株式会社の観光施設財団に山梨県富士吉田市新西原五丁目5597番５エッフェル塔リサガスの工作物等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年４月１日

甲府地方法務局吉田出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年３月23日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年４月１日

山口地方法務局長　山本　芳郎

記

氏名　新道　直裕
所属する司法書士会　山口県司法書士会
登録番号　山口第605号
事務所の所在地　山口県山陽小野田市日の出一丁目４番12号マツモトビル２階
違反行為　業務外行為（道路交通法違反）

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第３００３１号

静岡県静岡市葵区安西５丁目110番地の１の３
申立人　海老名康夫
本籍宮城県大崎市田尻字町222番地３、最後の住所静岡市葵区牛妻947番地の103、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日平成27年５月18日、出生の場所宮城県栗原郡築館町、出生年月日昭和39年４月11日、職業無職
被相続人　亡　小野寺礼賢
催告期間満了日　平成28年10月15日

静岡家庭裁判所